

環境副大臣

井上 信治 様

除染と廃棄物処理に関する要望

平成 27 年 10 月 21 日

福島県浪江町長 馬場 有

1. 帰還困難区域の除染計画について

(1) 帰還困難区域全体における本格除染の実施計画を、早急に示していただきたい。

(2) 復興の拠点として整備が期待される地域や、住宅や農地など、住民の要望が強い場所を先行して除染を実施していただきたい。

2. 対策地域内廃棄物の処理について

(1) 産業廃棄物の減容化施設処理

・ 産業廃棄物（可燃性廃棄物）を、浪江町に設置されている減容化施設において処理していただきたい。

(2) 復旧事業における工事発生材の仮置場

・ 復旧事業にかかわる工事発生材は、各事業者が処理することとなっているが、国により保管、管理、処理をすべきである。

・ 国が管理する、除染による除去土壌の仮置場及び災害廃棄物仮置場設置には、町として大きな労力をかけて協力してきた経緯がある。

国の直轄事業のみならず、復旧事業にかかわる工事発生材を受け入れていただきたい。

・特に、喫緊の課題として、JR 常磐線開通工事による工事発生材については、早急に国の管理による仮置場を設置し、保管、管理をしなければ、工事開始できず、29年3月の開通目標に間に合わない。

・JR 常磐線の再開通は、国の方針として決まっている事項。一刻も早い解決を要望する。

3. 検証委員会への協力

・現在、浪江町で開催中の「避難指示解除に関する有識者検証委員会」に対し、除染の実績、予定等、委員会の議論において必要なデータを最大限提供いただきたい。

(以上)